

福祉社会学の構想(I)

—— 福祉と構造機能分析 ——

松 井 二 郎

1 問題提起

ある学問が「通常科学」の地位を獲得するためには、その学問の研究者・実践者が直面している諸問題を適切に解きうるとみなされた分析方針、準拠枠、概念枠組、分析用具、命題、理論の総体、すなわちパラダイム(paradigm)が、その学問の従事者によって構成されるコミュニティーのメンバーに共有され、かつそれを標準的な思考のルールとして受けいれるというコンセンサスが形成されなければならない。

いまある学問が「通常科学」であるかどうかの判定基準を上述のような基準に求めるならば、「社会福祉学」は通常科学から遠い位置にあることを卒直に認めざるをえない。なぜなら、「社会福祉学」におけるさまざまな伝統的アプローチは、分析方針、準拠枠、概念枠組にとどまり、したがってそれを「福祉論」と呼びえても、命題体系をもった理論と呼ぶには程遠いといわなければならないからである。このように伝統的な「社会福祉学」は厳密な意味でのパラダイムと呼べず、さまざまの福祉論の集合にとどまっていることに加えて（むしろ、その結果として）、ある特定の福祉論が他に抜きんでて支持を獲得しているのでなければ、また標準的な思考のルールとして受けいれられているわけでもない。したがって「社会福祉学」が通常科学としての市民権を獲得するためには、従来の福祉論が今日、当面しかつ解決を迫られている理論的課題を整理する作業と共に、これらの諸課題を適切に解きうるようなパラダイムを積極的に提起することがいま何よりも必要といえるだろう。このようなパラダイムの競合と相互批判を通して、多くの人々に共有され、かつ標準的な思考のルールとして受けいれられるような強力なパラダイ

北星論集 第16号

ムが生みだされた時、「社会福祉学」は初めて通常科学としての地位を主張することができるるのである。

「福祉社会学の構想」と題する本稿とその後に予定されるいくつかの小論は、上述したようなパラダイム構築へのひとつの試論を意図したものであるが、本稿の目的はそのために必要と思われるいくつかの準備的な作業を行うことにある。準備作業の最初のステップとして、まず伝統的な福祉論が当面し、かつ解決を迫られているいくつかの問題点を大まかに整理することから始めよう。

ところで既存の福祉論が当面し、かつ解決を迫られている問題点の整理を試みようとする際に、次のことを留意せねばならない。すなわち、既存の福祉論はその科学方法論も多様であり、したがって認識対象の選択や焦点のおきどころも異なることから、問題点の指摘が個々の福祉論ごとにばらばらになったり、断片化してしまうことを極力、回避しなければならない。その点、さまざまな福祉論を「政策論体系」と「技術論体系」という2つの系譜に大きく分類し、それぞれの系譜についてその問題点を整理するという伝統的な方法は、個々の福祉論の問題点の断片化に陥ることではなく、それぞれの福祉論の特徴を全体的に浮きぼりにするというメリットをもつ。しかしその反面、「政策論体系」と「技術論体系」という2つの系譜の分類は、そのよって立つ科学方法論に直接的に焦点をおいた分類というよりも、一定の科学方法論を媒介として、その結果としてもたらされたところの認識対象の差異、ないしはその強調点の差異に着目した分類という特徴をもつ。したがって「政策論体系」と「技術論体系」という系譜の分類方法は、分類の便利さはあってもいつしかステレオタイプに陥り、新たな理論形成への手がかりを見失わせることになろう。したがって本稿では、福祉論の系譜を「政策論体系」と「技術論体系」という2つの系譜に分類するという伝統的な方法はとらず、むしろ科学方法論に焦点をおいて福祉論の系譜を分類し、それぞれの系譜に即して問題点を整理することにする。⁽²⁾

それでは科学方法論に着目した場合、既存の福祉論はどのような系譜に分けることができるであろうか。いまでもなく、既存の福祉論のよって立つ科学方法論は多かれ少なかれ異なり、それぞれバリエーショ

福祉社会学の構想（I）

ンをもつ。いま細部のバリエーションを一応、捨象し、科学方法論の差異を類型的に把握するならば、「マルクス主義の立場に立つ福祉論」と「社会学的機能主義（構造機能分析）の立場に立つ福祉論」の2つの系譜を抽出することができよう。⁽³⁾「マルクス主義の立場に立つ福祉論」の系譜とは、マルクス経済学の論理と方法を媒介しながら福祉論を構成しようとするものであり、その典型例として孝橋正一氏の福祉論をあげることができよう。いまひとつの「社会学的機能主義の立場に立つ福祉論」とは、社会学的機能主義ないしは構造機能分析に依拠しながら福祉論を構成すようとする系譜であり、H. L. Witmer, 岡村重夫氏、木田徹郎氏、L. Lowy, 鳩田啓一郎氏の福祉論をあげることができる。

すでに述べたごとく、「マルクス主義の立場に立つ福祉論」と「社会学的機能主義ないし構造機能分析の立場に立つ福祉論」という2つの系譜の抽出は、個々の福祉論のもつ細部のバリエーションを捨象して類型的に把握したものであって、索出的な目的をもつ。したがって、われわれはまず個々の福祉論のもつ細部のバリエーションをひとまず捨象して科学方法論の基本的差異点を純化し、それを共通項としてくくった後でそれぞれの系譜に属する個々の福祉論のバリエーションを検討していくのでなければならない。われわれは本稿において、「社会学的機能主義ないし構造機能分析の立場に立つ福祉論」（以下、「構造機能分析の立場に立つ福祉論」）についてこのような手続きを適用したいと思う。当面の課題は福祉論の2つの系譜について、それぞれの問題点を大まかに整理することにある。

まず「マルクス主義の立場に立つ福祉論」について、その典型例としての孝橋正一氏の福祉論を中心に若干の問題点を指摘することから始めよう。

第1の問題点として、孝橋正一氏の福祉論の特徴は、福祉を経済的福祉と見る見方（福祉を構成する多元的要素の中でとりわけ経済的福祉に力点をおく見方）に著しく傾斜している点をあげねばならない。いうまでもなく、資本主義の下での社会関係はキャッシュ・ネクサス（現金取引の関係）が重要な部分を占めており、賃金・所得は人々の欲求充足にとって不可欠な位置をしめている。しかしこのことは市場において交換

される財（経済財）については妥当するのであるが、人々の社会的効用の満足に密接な関連性を有する、したがって福祉と密接な関連をもつサービスのうちのかなり多くの部分、例えば公立図書館、道路、公園等の公共財については、このことは妥当しないのである。⁽⁵⁾ 孝橋氏にみられるような福祉を経済的福祉に引きつけて考える立場は、福祉の多面的性格を考えるならば著しく狭いといえないのである。孝橋氏の福祉論においては、福祉の多面的側面の中の経済的福祉の確保という緊急性の高い機能的要件がとりわけ重要視されていたといえよう。しかしこのような意味での要件不充足状態の具体的な内容は産業の高度化とともに変質し、公共財、サービスの確保およびそれらの質的向上といった他の機能的要件の充足が福祉を達成するうえできわめて重要なものとなってきたとはいえない。

今日、社会のさまざまな機能的要件の充足状態を福祉とみる考え方が必要となっているにもかかわらず、依然として伝統的な福祉観が根強く主張されているといわねばならない。以上のことからほんと明らかのように、孝橋氏の福祉論においては経済財の効用水準としての福祉という見方に傾斜しているのであるが、経済財の効用水準のみならず、それをも含んだ社会財一般の効用水準としての福祉へと福祉概念を拡大することが必要といえよう。

第2に、経済的福祉をもって福祉を見る見方と密接に関連して、福祉はある特定の社会層とのかかわりにおいて位置づけられることになる。ここでいう特定の社会層とは、経済的福祉の確保という機能的要件が不足の状態にある人々——すなわち貧困者、傷病者、心身障害者、老人、母子世帯といった要保護者層——を意味し、これらの要保護者層の福祉に多かれ少なかれ焦点がおかることになった。もちろん、孝橋氏の福祉論においては福祉問題の現実的、可能的な扱い手は労働者=国民大衆とされてはいるものの、すでに指摘したごとく氏の福祉概念の中核は経済的福祉に力点がおかっている結果、先に見た意味で特定の要保護者層の福祉に焦点がおかることになった。⁽⁶⁾

それでは以上のような要保護者層の福祉に傾斜した福祉論の問題点とは何か。要保護者層の福祉に焦点をおくことによって、いまひとつの重

福祉社会学の構想（I）

要な領域が看過されるという問題がそれである。特定の社会層の福祉と同時に国民全体の福祉をも視野に入れ、両者をリンクージすることを可能ならしめるような理論枠組の形成が今後の重要な課題といえないと。

最後に、この福祉論の系譜は要保護者層の福祉に焦点がおかれる同時に、要保護者層の福祉確保の諸手段の中でとりわけ社会福祉政策に基盤的な位置づけが与えられ、政策論が福祉論の中核をなしているといえよう。しかしここでいう政策論とはポリシー・サイエンスというよりも政策批判の色彩が濃厚であった。むろん、政策を研究する際には批判的視点を見失うべきではないか、われわれは政策批判に終ることはなく、福祉政策のプランニングのための理論的道具を備えたポリシー・サイエンスとしての福祉論への志向がなによりも必要といわねばならない。

次に、マルクス主義の立場に立つ福祉論とは異なるいまひとつの系譜、すなわち「構造機能分析の立場に立つ福祉論」の当面する問題について見てみよう。

この系譜に包括される個々の福祉論として、H. L. ウィトマー、岡村重夫、L. ローウィ、鷗田啓一郎、木田徹郎各氏の福祉論をあげることができるが、これらの福祉論もそれぞれバリエーションをもつ。しかしいまこれらの細部のバリエーションを捨象し、科学方法論に注意を向けるならば、これらの福祉論は多かれ少なかれ社会学的機能主義ないしは構造機能分析の論理と方法に親和関係を有していることを認めないわけにいかない。したがって、これらの福祉論を社会学的機能主義ないしは構造機能分析の立場に立つ福祉論として共通項でくくることができよう。

それではこの系譜の福祉論の当面する問題とは何か。この系譜に属する個々の福祉論の立入った検討とその問題点の指摘は本稿の中心的課題であるのでくわしくは後段にゆずり、ここではこの系譜の福祉論に共通した問題状況について、ごく概略的な指摘にとどめることにする。

この福祉論の系譜は、構造機能分析に固有な論理ともいべき要件論的アプローチをとりいれることによって、経済的福祉の確保という要件をその一部として包みこみながら、社会の機能的諸要件の一定の充足状態を福祉と見なすような福祉概念を提示する理論的可能性をもっていた

といえる。しかしながら、この系譜の福祉論を検討することを通して明らかになるのは、その準拠する構造機能分析の論理と方法についての理解が不十分であったり、あるいはその適用が不徹底であったことから、全体社会レベルの福祉（マクロレベルの福祉）およびそれへの介入としての社会福祉政策を不十分にしか扱うことができないか、あるいは全く視野の中にとりくむことができず、結果的にはミクロレベルの福祉とそれへの介入としてのソーシャル・ワーク実践論に傾斜してしまうという問題をはらんでいたといえよう。⁽⁷⁾したがってこの系譜の福祉論にとっての課題とは、この系譜に属する個々の福祉論をその方法論的基礎としての構造機能分析の視角からいまいちど再検討しなおし、構造機能分析の今日的水準をふまえながらその論理と方法を首尾一貫した形で適用しなおすことではなかろうか。

以上、福祉論の系譜を科学方法論の観点から大きく2つに分類し、それぞれの系譜の当面している問題点の概括的な整理を試みた。それでは以上のような問題点の整理から、どのような課題を導き出すことができるであろうか。われわれにとっての課題とは、それぞれの系譜の福祉論のよって立つ科学方法論そのものにいま一度、再検討を加いることによって、それぞれの系譜の福祉論が当面している諸問題のよってきたる原因を明確にし、そしてそれ自身の系譜の福祉論が直面している問題とともに、他の系譜の福祉論が当面している諸問題をも視野におさめながら、それらを適切に解きうるようなパラダイムを積極的に提起することではなかろうか。このような作業手続きをそれぞれの福祉論の系譜にそくして行うことにより、複数のパラダイムの競合と相互批判がはじめて可能となり、通常科学への道程を一步ふみ出すことになるのである。

さて、以上のような課題にたいして、本稿において採用しようとする接近方法を明らかにしておきたい。本稿においては、福祉論の2つの系譜の中の「構造機能分析の立場に立つ福祉論」に焦点をおき、この系譜に属するとみなされる個々の福祉論に検討を加えていくという接近方法をとりたいと思う。すなわち、この系譜の福祉論がよって立つ構造機能分析に焦点をおき、個々の福祉論において構造機能分析がどのように適用されているのか、適用に際してどのような問題をはらんでいたか、ま

福祉社会学の構想（I）

た構造機能分析の論理と方法が首尾一貫した形でなされているかどうかを検討しながら、それとの関連においてこの系譜の福祉論に内在する問題点を明らかにしたいと思う。いうまでもなく、この福祉論の系譜に焦点を合せ、かつそのよって立つ構造機能分析の検討を通してこの系譜に内在する問題点を明らかにしようとする試みは、構造機能分析の福祉論への適用の有効性の否定や消極的評価を意味するものでは決してない。むしろ本稿の意図するところは、この系譜の福祉論が準拠している構造機能分析の適用のしかたを検討することによってその問題点を明瞭ならしめ、むしろ構造機能分析の論理と方法の首尾一貫した適用によって、伝統的な福祉論の当面する諸問題を克服しうる可能性を追求しようとするものである。

註

- (1) 富永健一、塩原 勉編、『社会学原論』、有斐閣、p. 55. トーマス・クーン、中山 茂訳、『科学革命の構造』、みすず書房。
- (2) 「政策論体系」と「技術論体系」という伝統的な分類方法において、それぞれの系譜の科学方法論が問題にされなかつたということを意味しない。しかし「政策論体系」、「技術論体系」という場合、その名称から明らかのように、科学方法論に直接的に焦点をおいた分類方法ではなく、政策と技術とのウェイトづけに着目した分類であるといえよう。
- (3) 本稿では既存の福祉論の科学方法論に着目することによって、「マルクス主義の立場に立つ福祉論」と「構造機能分析の立場に立つ福祉論」という2つの系譜を抽出しようとするものである。

ここで誤解の生じないように一言つけ加えるならば、これら2つの系譜の抽出によって、既存のすべての福祉論はこれらの系譜のいずれかに包括されうると主張するものではない。既存の福祉論を広範囲にカバーするためには、その他にいくつかの系譜を抽出することが必要であるが、本稿の目的は系譜の単なる分類にあるのではなく、福祉論の再構成のための準備的な作業にあるのであるから、科学方法論の観点から見て重要なと思われるもののみを抽出したにすぎない。

しかし上述のような分類方法にたいして、「政策論体系」と「技術論体系」をそれぞれ「マルクス主義の立場に立つ福祉論」と「構造機能分析の立場に立つ福祉論」に呼びかえたにすぎないのでないのではないか、といった反論も恐らく出てこよう。しかしながら、科学方法論に着目した系譜の分類方法のもつメリットは、それぞれの系譜の科学方法論に焦点を合せることによって、それぞれの福祉論を科学方法論のレベルから検討することを可能ならしめる点にあるといえよう。

英米諸国における福祉論の系譜を分類したものとして、次の Mishra の論文が興味深い。Ramesh Mishra, *Society and Social Policy: Theoretical Perspectives on Welfare*. The Macmillan Press. 1977.

- (4) 福祉を経済的福祉と見る立場とは、福祉を構成する多元的要素の中でとりわけ賃金（所得）の基底的重要性を強調する立場である。このことは、社会的問題を賃金（所得）の僅少性によって説明しようとするところからも理解されよう。
- 孝橋正一、『社会事業の基本問題』、ミネルヴァ、pp. 38~47.
- (5) 富永健一、『産業社会の動態』、東洋経済新報社、p. 246.
- (6) 孝橋正一、前掲書、p. 51. このことはマルクス主義の福祉論の系譜に属する真田 是氏の論文にもあてはまる。例えば、真田 是編、『現代の福祉』、有斐閣、pp. 7~9. 上記の問題点については『現代社会学・7』、p. 119 参照。
- (7) この系譜の特徴は、その多くがソーシャル・ワーク論に傾斜している点に見い出すことができる。その結果、この系譜にたいして「技術論体系」といった名称が与えられ、消極的評価と共に批判の対象とされてきた。しかしながらこの系譜を批判する場合、この系譜の福祉論の科学方法論とのかかわりにおいて、なぜこの系譜の福祉論がソーシャル・ワーク論に傾斜したのか、を内在的に追求することはあまりなされなかったといってよい。本稿はこの系譜の当面している問題を科学方法論のレベルから内在的に追求しようとするものである。

2 先行業績の批判的検討

構造機能分析による福祉論の系譜について検討を試みようとする場合、一体どのような福祉論をその系譜に含めることができるであろうか。

本稿では次に掲げるような先行業績は、多かれ少なかれ構造機能分析に親和関係を有するものと考えたい。いまこれらを列挙するならば、① H. L. Witmer, *Social Work: An Analysis of a Social Institution*. (1942). ② 岡村重夫、『社会福祉学・総論』③ L. Lowy, *The Function of Social Work In a Changing Society: A Continuum of Practice*. (1974). ④ 木田徹郎、「社会福祉の現代的意義」、「社会福祉の構造・機能体系」、『社会福祉概論』(所収) ⑤ 嶋田啓一郎、「社会福祉における構造=機能論的理解 - 孝橋正一教授の批判に答える - 」、『評論・社会科学、第7号』(1974). をあげることができよう。以上かかげた先行業績は構造機能分析と関連をもつ福祉論のすべてを包括したものではなく、主要と思われるものののみを取りあげたものである。

以下、これらの先行業績のひとつひとつをとりあげて検討を行うわけであるが、それに先立ってなぜこれらの一連の先行業績は「構造機能分析による福祉論」というひとつと系譜の下に包括しうるのか、について

福祉社会学の構想（I）

最少限の説明が必要であろう。

まず、H. L. ウィトマーの先行業績について見てみよう。本稿でとりあげるウィトマーの *Social Work: An Analysis of a Social Institution* (1942) は、ソーシャル・ワーク論の中すでに古典的地位を占めている重要な文献のひとつである。この文献のもつ重要性は、それがソーシャル・ワークの理論化へのすぐれた先駆的業績という点に求められるばかりでなく、理論化のための科学方法論として、今日の構造機能分析の先駆者の1人である B. マリノフスキー (Bronislaw Malinowski) の社会科学方法論 (functional sociology) に大幅に準拠している点に求めることができる。後でわれわれは マリノフスキーの機能主義社会学が具体的にどのように適用されているか、その適用の際の問題点とは何かについてくわしく見ていくのであるが、いずれにせよウィトマーのこの先行業績は構造機能分析の福祉論への適用の先駆的業績であることは否定できない。

次に岡村重夫氏の『社会福祉学・総論』について見るならば、その準拠する科学方法論も構造機能分析であることは福祉論の展開に際して、社会が存続するうえで充足せねばならない条件、すなわち機能的要件 (functional prerequisite of social survival) の説明からはじめ、それとの関連で制度、役割といった諸概念を位置づけながら福祉論の展開がなされていることからも明瞭であろう。岡村氏の先行業績にみられる構造機能分析的アプローチは、先のウィトマーのそれが微視的機能主義と呼ばれるべきものであるのにたいし、巨視的機能主義の特徴をもつ点⁽¹⁾が重要であるが、両者の具体的な差異については後でくわしく検討することにしたい。

次に見るローウィの論文も岡村論文と同じように、要件論的アプローチを取り入れながら福祉論を展開している。すなわち、社会の機能的要件と諸個人の欲求とを区別し、両者は相互独立的であると同時に相互依存的であること、したがって両者の間でコンフリクトが不可避であることを指摘しながら、社会の機能的要件と個人の欲求との間のコンフリクトを可能な限り緩和するための介入として、ソーシャル・ポリシー (social policy) とソーシャル・ワーク実践を位置づけている。以上の

北星論集 第16号

ことから、ローウィの論文も構造機能分析による福祉論の系譜に属することは明らかであろう。ローウィの論文は構造機能分析的アプローチを大幅にとりいれているという意味で注目すべき先行業績のひとつであるにもかかわらず、諸外国のみならずわが国においてもほとんど注目されることがなかった。⁽²⁾ 本稿ではローウィの先行業績をとりあげて検討を加えたいと思う。

以上、ウィトマー、岡村重夫氏、ローウィのそれぞれの先行業績はいずれもその準拠する方法論的基礎として構造機能分析が導入されていることを指摘したのであるが、これら3つの先行業績は従觀的機能主義の立場に立つか、巨觀的機能主義の立場に立っているかの相違はあれ、いずれも社会の機能的要件との関連において（すなわち要件論的アプローチを導入しながら）福祉論を展開している点にひとつの共通点を見いだすことができよう。

次に見る木田徹郎、嶋田啓一郎各氏の先行業績の場合、構造機能分析が導入されているとはいえ、そこには要件論的アプローチは見られず、社会問題の分析枠組として構造機能分析が適用されている点にその特徴を見いだすことができる。⁽³⁾

まず木田論文を見てみよう。木田論文の特徴は、社会福祉実践（専門的行動体系と制度体系を包括した意味での）が福祉問題を扱う場合、パーソナリティ・レベルの問題から家族、小集団、地域社会、社会制度、社会構造、等々の多変数をすべて扱わざるをえないところから、問題を分析する際には「より大きな社会体系との関係および部分体系内の構造機能的内容分析を必要」とし、これらの多変数を同時に扱いうる有効な枠組として構造機能分析が導入されているところにある。⁽⁴⁾

同じように嶋田論文においても、「社会福祉の対応する社会的不充足や社会的不調整は、資本主義社会の社会関係に固有な、人間の主体と客体、パーソナリティと環境との接点に生起するのであるから、その原因に構造=機能的に対応する科学的方法」の必要性が強調されているところにその特徴を見いだすことができよう。⁽⁵⁾

木田、嶋田両論文のひとつの共通点は、社会福祉の対応する社会問題ないしは社会的不調整現象を解明する際には多くの変数を同時に扱わざ

福祉社会学の構想（I）

るをえないことから、そのための有効な分析枠組として構造機能分析が位置づけられている点に求めることができる。

以上、ウィトマー、岡村、ローウィの諸論文、さらに木田、鷗田両論文はいずれもその方法論として構造機能分析に準拠していること、しかし構造機能分析に準拠しているとはいえ、それぞれバリエーションをもつことが明らかとなった。以下、構造機能分析に準拠したこれらの先行業績のひとつひとつに立入って、それぞれのバリエーションと共に問題点を明らかにしなければならない。

（I） 微視的機能主義による福祉論——ウィトマーの場合——

H. L. ウィトマーの福祉論は、社会人類学者 B. マリノフスキイの機能主義社会学 (functional sociology) に依拠している点において、今日の構造機能分析の福祉論への適用の先駆をなすといってよい。ウィトマーの福祉論を検討する際、まず次の点に留意することが重要である。すなわち、マリノフスキイの機能主義は微視的機能主義の立場に立ち、ランドクリフ＝ブラウンを始めとする巨視的機能主義の立場と異にしている点である。それでは微視的機能主義とは何か。⁽⁶⁾ 微視的機能主義とは、社会システムの機能的要件はその社会システムを構成する各個人の欲求に対応する、という考え方にはその特徴を求めることができる。この考え方によれば、社会システムを構成する各個人の欲求を合成することによってその社会システムの機能的要件は得られることになる。この考え方には社会は個人の合計にすぎないとする方法論的個人主義の立場に立ち、巨視的機能主義に見られるところの社会の創発的特性を考慮に入れないところに特徴があるといえよう。

ではウィトマーの福祉論における方法論は果して微視的機能主義といえるかどうか、微視的機能主義であるとすればその福祉論の特徴は何か、またその問題点は何か、について検討してみよう。まず結論を先取りするならば、ウィトマーの福祉論は明らかに微視的機能主義に準拠しており、このことはウィトマーの福祉論の中で中心的位置を占めている制度 (institution) の概念についての以下の説明から明瞭である。

ウィトマーは制度を説明するに際して、人間の基本的な生物学的欲求

と関連づけることから出発する。ここでいう基本的な生物学的欲求とは、マリノフスキーの6つの欲求、すなわち① 食べることへの欲求、② 生殖への欲求、③ 身体的な快適さへの欲求、④ 安全への欲求、⑤ 休息への欲求、⑥ 運動、成長への欲求、を指している。⁽⁷⁾ 人間はこれらの欲求を充足し存続していくためには、他の生物有機体と異なり、文化(culture)を媒介にしながら欲求を充足していくところに特徴があるが、ここでいう文化とは、欲求充足にとって不可欠なさまざまな物的諸手段、知識、価値、言語、宗教、等を意味している。それでは文化が欲求充足の手段的要件(instrumental requirement of culture)であるとはどのような意味だろうか。

ウィトマーによれば、人間が欲求を充足して生存していくためには機械、鉄道、公園、書物、病院、自動車、等の物的手段に依存せざるをえない。また欲求を充足するためには、これらの物的諸手段のみでは不十分であって、物的諸手段を利用・活用していくための知識が必要となる。また物的諸手段を正しく、効果的に活用するためには社会的規範や価値が重要である。そして知識、価値が不可欠であることは、言語が欲求充足のうえで不可欠であることを意味する。なぜなら言語を媒介として知識、価値の伝達が可能となるからである。以上の物的手段、知識、価値、言語に加えて、人間にとてコントロールできない事柄、例えば死とそれにまつわる不安や脅威から逃れたい、克服したいという欲求にたいしては宗教が不可欠となる。

さて、上述のような欲求充足に不可欠な諸手段(文化)は、具体的な社会組織(social organization)を通して諸個人に配分されなければならない。⁽⁸⁾ 例えば、物的諸手段の生産と分配のためには経済組織を必要とし、知識、価値、言語、宗教はそれぞれ複雑な諸組織、すなわち家族、学校、教会、専門職業、科学、等を必要とするのである。すなわち、人間は自己の欲求を充足して存続していくためには不可避的にさまざまな諸組織を必要とするといえる。このように社会組織は人間の欲求を充足していくうえにきわめて重要であることから、社会的に放置されることは許されず、社会組織は制度化(institutionalized)されなければならない。事実、社会組織の多くは制度(institution)としての特徴をもつ

福祉社会学の構想（I）

ている。いいかえれば社会組織は、明確な規範あるいは憲章（charter）によって、組織化された、明確な人員配分がなされ、さらに物的装置を用いてなされる具体的な活動の体系、すなわち制度としての特徴をもつ。

マリノフスキイによれば制度は次のような8つのカテゴリー、すなわち(i) 家族、(ii) 近隣、(iii) 国家、(iv) 国民、(v) 職業（団体）、(vi) 自由結社、(vii)、^(viii) 地位、人種あるいは年令を基礎にした集団、に分類されるのであるが、かかる制度の社会的機能は何かといえば、個々人の欲求を充足することと全体としての社会の存続に貢献することに求められる。このように制度は個々人の欲求と対応関係にあるのであるが、ウィトマーによれば制度と欲求の対応関係は1対1の関係にあるのではなく、制度はいくつかの機能をもち、またあるひとつの機能はいくつかの制度によって担われていることから、諸制度は相互連関関係にあるものとして理解されなければならない。

以上、ウィトマーの福祉論において中心的位置を占めている制度の概念を簡単に見てきたが、ウィトマーは個人の欲求から制度（人間の基本的欲求→制度）を説明していることが明瞭であるといえる。言葉をかえれば、諸個人の基本的欲求の合成されたものが社会の機能的要件に外ならず、このような機能的要件を充足するものとして制度が位置づけられており、このことから微視的機能主義の特徴を明らかに読みとることができよう。

次に、ウィトマーの福祉論において制度はどのような位置を占めているかを見てみよう。ウィトマーは制度の説明の後、人々が直面する社会的困難（social disability）ないしは社会的不適応（social maladjustment）⁽¹³⁾ がなぜ生ずるかを説明する。ウィトマーによれば、人々は自らの欲求を充足させるためにはさまざまな制度的集団（家族、学校、職業集団、宗教組織、等）に所属してそのメンバーとなり、そこで権利・義務を果さなければならないだけではなく、さまざまな制度的集団のサービスを利用しなければならない。人々は制度的集団のメンバーになることによって、また制度的集団のサービスを利用するすことによって自己の欲求を充足することが可能となるのである。しかし現実には集団内に

おける権利・義務への遂行を妨げたり、集団のサービスの効果的活用を妨げるさまざまな社会的要因が数多くある。例えば、社会の複雑化に伴う習慣や価値の多様化、集団機能の専門分化、集団のサービスを利用する際に不可欠な手段としての貨幣所得の欠如、等がそれである。社会的困難ないしは社会的不適応とは、このような社会的要因によって引き起こされるところの、制度的集団内部において効果的に機能する能力あるいは集団のサービスを利用する能力の欠如ないし欠損を意味している。⁽¹⁵⁾

最後に、ウィトマーは制度および社会的不適応の概念と関連づけることによって、社会福祉(social welfare)とソーシャル・ワーク(social work)を次のように定義する。すなわち「社会福祉の諸活動はその制度的組織の改善に向けられるのにたいし、ソーシャル・ワーク活動はその制度的組織の利用に際して、個人を援助することに向けられる」、また「社会福祉サービスの一般的機能はいわゆる社会の通常制度の構造におけるギャップを埋めること、すなわち人々が生活を維持し、病気、障害から保護され、リクリューション、衣食住を確保することができるようさまざまなかかる手段を提供することである。それにたいしてソーシャル・ワークの機能は、さまざまなサービスを活用するうえに立ちはだかる困難、障礙を人々が克服することができるよう援助すること、つまり社会の制度的集団の中で効果的に機能しうるように援助すること」に求めなければならない。ウィトマーによれば、社会福祉(social welfare)は制度レベルに対応した活動であるのにたいし、ソーシャル・ワーク(social work)は制度的集団の中で効果的に機能すること、ないしは制度的集団のサービスの効果的活用に焦点をおいた活動であり、両者は明確に区別されるべきものなのである。⁽¹⁶⁾⁽¹⁷⁾

以上、ウィトマーの福祉論をその方法論的特徴である微視的機能主義に焦点をおきながら概観してきた。次にウィトマーの福祉論に内在する問題点を指摘しておきたい。

① ウィトマーはその方法論的基礎として微視的機能主義に準拠し、諸個人の欲求の合流から社会の機能的要件が導きだされ、そしてそれに対応する制度が位置づけられた結果、社会の機能的要件の創発的特性—個人には還元できない、社会レベルの固有の要件—が看過されることに

福祉社会学の構想（Ⅰ）

なった。したがって、社会の機能的要件と諸個人の欲求との間の緊張、
ヨンフリクトが無視されていること。

② ウィトマーはその方法論としてマリノフスキイに大幅に依拠していることはすでに述べた。このことから、マリノフスキイの機能分析に含まれる3つの公準、すなわち社会の機能的統一の公準、普遍的機能主義の公準、不可欠性の公準にたいするロバート・K・マートンの批判は、⁽¹⁸⁾ ウィトマーの論文にも適用しうること。すなわち、(i) 社会の機能的統一の公準とは、文化的諸項目——慣習、信念、行動様式、制度——は全体としての社会の存続と社会の全成員の欲求充足にとって機能的であるという仮定であるが、マートンによれば、文化的諸項目が全体としての社会とその社会全成員にたいして一様に機能的であるかどうかは、自明の公理ではなく、むしろ経験的な事実の問題であること。(ii) 普遍的機能主義の公準とは、社会の文化的項目はすべて積極的（正）機能をもつという仮定であるが、⁽¹⁹⁾ ウィトマーの論文においてもこの公準は暗黙の前提とされている。すなわち、個人の欲求から制度が導き出され、制度は個人の欲求充足にたいして、また社会全体の存続にとって正機能をもつという前提がそれである。⁽²⁰⁾ この公準の誤りは、どの文化項目もすべて正機能をもたなければならないと断定するところにある。しかしマートンも指摘するように、文化項目は正機能をもつとは限らず、機能的結果とともに逆機能的結果を見きわめなくてはならない。(iii) 不可欠性の公準とは、以上の公準の結果として、これらすべての文化的項目は不可欠であるという仮定であるが、この仮定も⁽²¹⁾ ウィトマーにおいて暗黙の前提とされている。しかしこの公準は、同一の機能が選択しうる諸項目によってそれぞれ果されることがあるという事実を無視する点で批判されねばならない。マートンはこの公準を批判的に検討することを通して、機能的選択項目、機能的等価項目、機能的代用項目の概念を導き出したのである。

③ 微視的機能主義の立場に立ち、かつ上述のような公準を前提としているところから、社会の統合へ偏重した、静態的な社会観に陥り、社会の変動論的な視点が欠如していること。

④ 社会福祉とソーシャル・ワークが区別され、両者の機能、相互の

関係が説明されてはいるものの、徴視的機能主義および先に見た3つの公準を暗黙の前提としているために、社会福祉とソーシャル・ワークの位置づけが不徹底ないしは不十分であること。またソーシャル・ワークの説明についても、個人の欲求と制度との相互依存的、相互浸透的側面のみが強調され、したがって両者の調和関係が暗黙の前提とされているために、結果的には所与の環境への順応にウエイトがおかされること。さらに社会福祉とソーシャル・ワークの相互関係についてみると、両者の相互依存的側面に力点がおかれ、両者の間の対抗的相補性の関係については看過されていること。⁽²²⁾

以上、ウィトマーによる先行業績がもつ主要な問題点のみを指摘したが、これらの問題点はいずれもウィトマーの福祉論が準拠している徴視的機能主義およびそれが暗黙の前提としている公準から直接的あるいは間接的に導き出されるものであった。徴視的機能主義による福祉論の基本的な問題が明らかになつたいま、次に構造機能分析による福祉論の系譜に立ちながらも徴視的機能主義とは異なるいまひとつの系譜、すなわち巨視的機能主義に準拠した福祉論をとりあげて検討せねばならない。

（2）巨視的機能主義による福祉論——岡村論文の場合——

徴視的機能主義の立場に立った福祉論に内在する問題点を見た後で、次に巨視的機能主義の立場に立つ福祉論として、まず岡村重夫氏の先行業績をとりあげることにする。ここでいう巨視的機能主義とは、社会システムの機能的要件はその社会システムを構成する各個人の欲求に対応するという徴視的機能主義の考え方とは反対に、社会システムは個人の欲求から導き出されない独自な機能的要件（創発的な機能要件）があるとする考え方を指している。今日の構造機能分析はこの巨視的機能主義がむしろ優勢を占め、主流となっているのであるが、それでは岡村論文において具体的にどのように適用されているのか、また適用に際しての問題点を見ていくことにしよう。

岡村重夫氏は福祉論の展開に際して、まず社会が存続していくための不可欠な条件として、社会の機能的要件（functional prerequisite of social survival）⁽²³⁾ の概念を説明することから出発する。すなわち、「い

福祉社会学の構想（I）

かなる社会もその存続、再生のためにさけることのできない、必然的な、いくつかの機能をはたさなければならない。……引用略……それはすべての社会の存在にとって不可避のいわば『基本的な要求』である。社会学者はかかる社会の基本的機能を『すべての人間社会が存続するためになくてはならない機能的的前提条件』(functional prerequisite of social survival)⁽²⁴⁾として説明してきた」としながら、社会の機能的要件として次のような諸要件をあげている。(i) 社会成員の生物的機能の維持、(ii) 財資およびサービスの生産と分配、(iii) 社会成員の後継者の生殖、(iv) 新しい社会成員の社会化、(v) 秩序の維持、(vi) 社会的動機づけ、の 6 つの機能的要件がそれである。

以上の説明から明らかのように、ここでは個人の欲求から社会の機能的要件を説明するのではなく、個人の欲求とは独立に社会そのものが存続していくための条件としての社会の機能的要件が問題とされているのである。この点、ウィトマーに見られる個人の欲求から出発するアプローチとは対照的であり、社会の機能的要件の創発的特性が問題とされている点がまず留意されねばならない。⁽²⁵⁾

さて、社会システムの機能的要件が明らかにされた後で、これら 6 つの機能的要件との関連において「社会制度」が位置づけられることになる。どのようにしてか。社会の機能的要件は個々人の欲求とは独立したものであるが、むろん両者は相互に無関係ではなく、社会の機能要件は個々人の欲求を水路づけるもの、個人を社会の必要に関係づけるものとして考えられねばならない。個々人は自らの欲求を社会の機能的要件に水路づけられながら、ないしは社会の必要性に関係づけられながら、欲求充足をしていくのである。社会成員によるこのような欲求充足行為の試行錯誤的な反復の結晶として生まれるさまざまな行動規範（例えば慣行、習慣、モレス等）の中でも、とりわけ社会成員の行動を最も強力に規定する行動規範の束が社会制度 (social institution)⁽²⁶⁾なのである。それゆえ、社会制度は社会の機能的要件の充足の結果であり、充足の様式であるといえよう。以上のような社会の機能的要件→制度の説明は、ウィトマーに見られた個人の欲求→制度の説明とは全く逆であることを再度、確認しておかねばならない。

それでは上述のような社会の機能要件に対応して、社会の存続にとって不可欠な社会諸制度にはどのようなものがあるかといえば、(i) 経済、(ii) 社会保障、(iii) 保健・医療、(iv) 司法、(v) 家族、(vi) 教育・娯楽、といった社会制度があげられよう。⁽²⁸⁾ そしてこれらの諸制度は、それによって社会自身が存続しうる組織的機構であるばかりでなく、個人の生活上の基本的欲求を統制的なしかたによって充足させる水路なのである。それゆえ、人間の生物学的な基本的欲求は社会制度という社会的通路を経由するのでなければ、少くとも社会的に承認されたしかたにおいて充足することができないのであって、その意味で欲求の社会的水路づけ⁽²⁹⁾は欲求の限定作用なのである。社会の中にあって成員が自己の欲求を充足しようとする場合、その欲求とは生物学的な基本的欲求そのものではなく、多かれ少なかれ社会的に水路づけられた、限定された意味での欲求であり、「社会生活の基本的要要求」と呼ぶべきものである。ここでいう社会生活の基本的要要求（欲求）とは、ウィトマーの生物学的な基本的欲求そのものではなく、それが社会的に水路づけられた、限定された社会的欲求であることは改めて指摘するまでもなかろう。

それでは社会生活の基本的欲求はどのようにして充足されるのだろうか。以下、充足のメカニズムを簡単に要約するならば、まずそれぞれの社会制度にはそれぞれ固有の中心的機能があり、その制度の機能はさまざまな制度的集団によって担われている。そしてこれらの制度的集団は一定数の「地位 (social status)」の配列からなり、各々の社会成員は制度的集団の中のさまざまな地位に割り当てられることによって、それぞれの地位とセットになった「役割 (role)」をはたすことが期待されるのである。このように制度的集団に所属する成員は、自己の占める地位にふさわしい役割をはたすことによって、その社会制度に固有な制度的機能をはたすと同時に、成員個人も自己の欲求を充足することができる⁽³⁰⁾のである。以上のことから、欲求を充足するためには、まず制度化された役割期待という通路を通らざるをえない。そしてこれらの制度化された役割期待にたいして応答する（役割を実行する）ことによって、はじめて欲求充足は可能となるのである。このことから、欲求充足のために制度化された役割期待という通路と、その役割の実行といういまひと

福祉社会学の構想（I）

つの通路を経由しなければならないことが明らかとなる。

欲求充足のための上述の2つの社会的水路を別の角度から表現するならば、個人と社会制度との間に成立する社会関係の客体的側面と主体的側面といいかえることができよう。⁽³³⁾社会関係の客体的側面とは、制度的集団が個人にたいして要求する社会的役割、すなわち制度化された役割期待を意味すると共に、いまひとつはこれらの役割の実行の結果として与えられる欲求充足への社会のパフォーマンス（欲求充足水準）を規定する客観的側面をも意味している。それにたいして社会関係の主体的側面とは、諸個人が欲求を充足するために一定の制度的集団と社会関係をとり結び、その制度的集団の要求する社会的役割を単に受動的に受けとめるのではなく、自己の主体的、個人的条件に適合するようにこれを取捨選択し、修正して役割を実行するという、主体的、能動的な側面を意味している。この主体的側面は個人の心理的条件、身体的条件にも規定を受けるのみならず、個々人をとりまく社会的関係の客体的側面の全体によっても規定をうけていることを見落してはならない。

以上、社会の機能的要件から始って社会制度、社会関係の客体的・主体的側面を概観してきたが、最後に以上の説明が福祉論とどのように関連づけられるかを見なければならない。そのためにいまいちど社会関係の客体的・主体的側面に関連づけるならば、人々の社会生活の基本的欲求の充足水準（パフォーマンス水準）を規定しているところの社会関係の客体的側面に集点をおいたものが「政策」に外ならず、現実には社会政策、教育政策、住宅政策、等の専門分化的な政策として存在している。しかし社会関係の客体的側面だけに集点をおいた専門分化的な政策のみでは欲求充足は実現されず、欲求充足を規定するいまひとつの側面、すなわち社会関係の主体的側面、より正確には主体的側面のうちの社会的条件を全体として対象とする個別化的援助がここに必要となるのである。⁽³⁴⁾ここでいう個別化的援助とはソーシャル・ワーク（実践）に外ならない。

以上、構造機能分析による福祉論の先行業績のひとつである岡村論文を方法論的基礎に焦点をおいて見てきた。岡村論文の特徴はウィトマーの場合とは対照的に、巨視的機能主義の立場に立つ福祉論であるところ

に見い出すことができるのであるが、岡村論文における巨視的機能主義はウィトマーの福祉論にくらべてメリットをもっていることは明らかである。メリットとは、巨視的機能主義の立場に立つことによって社会の機能的要件の創発的特性を認め、個人の欲求と社会の機能的要件とは相互独立的であると同時に相互依存的、相互浸透的なものとして把握しながら、福祉論を展開している点にあるといってよい。すなわち、ウィトマーの福祉論とくらべた場合、創発的な体系としての社会の論理を視野の中に収め、個人にとって外在的な制度化された役割期待とそれにたいする個々人の主体的、能動的な役割実行との交互作用の全体に社会福祉（正確にはソーシャル・ワーク実践といわねばならない）の固有の視点を求めたところにメリットがあるといってよい。

しかしこのようなメリットもソーシャル・ワーク論のレベルにとどまり、巨視的機能主義の福祉論への適用がもつ理論的可能性を十分に生かしきれなかったといわざるをえない。以下、この先行業績に内在する問題点を指摘しておきたい。

① 構造機能分析の福祉論への適用のメリットは、社会の機能的要件の充足を福祉とすることによって社会の福祉を包括的に把握しうる可能性にあるといってよい。社会の福祉を包括的に把握することによって、経済的福祉という緊急性の高い要件の充足をもって福祉とを考える伝統的な福祉概念にたいして、それを克服していく理論的可能性をもちながら、岡村氏の先行業績はこの可能性が生かされていないこと、また社会の機能的要件の充足を社会の福祉と考える場合、機能的要件の類別、ウェイトづけ、許容水準の設定を通して社会の福祉を操作的に定義することが可能となるが、これらの可能性についても触れられていないことが問題点としてあげられよう。

② 個々人の欲求充足は社会の機能的要件の達成水準（社会の福祉水準）に大きく依存する。岡村氏の用語にしたがえば社会関係における客体的側面に依存しているのである。このように個人の欲求充足が社会の機能的要件の達成水準に大きく依存していることを考えるならば、社会の機能的要件の充足に向けられた、計画的な介入としての社会福祉政策の位置づけがぜひともなされなければならない。その点、岡村論文にお

福祉社会学の構想（I）

いては社会福祉政策の位置づけと分析が欠如しているといわねばならない。

③ 構造機能分析は個人還元主義対社会還元主義という対立を克服することを意図し、個人の欲求と社会の機能的要件とは相互独立的であると同時に相互依存的かつ相互浸透的なものとして考えるところに特徴がある。構造機能分析のこのような枠組を福祉論に適用することによって、社会の機能的要件の充足にかかるマクロ変数の制御としての社会福祉政策と諸個人の欲求充足にかかるミクロ変数への介入としてのソーシャル・ワーク実践とをそれぞれ区別したうえで位置づけることが可能となり、両者とも介入的性格をもちらん介入レベルの相違として位置づけうるのである。かつまた両者の関係を相互独立的であると同時に相互依存的なものとして、すなわち対抗的相補性の関係にあるものとして把握することが可能となる。

しかし岡村論文においては構造機能分析の論理と方法の適用が不徹底であったことから、構造機能分析のメリットを十分に生かしきれず、結果的にはソーシャル・ワーク論に傾斜した福祉論にならざるをえなかつたところに問題があったといえよう。

④ 巨視的機能主義においては社会の機能的要件と個人の欲求とは相互独立であると同時に、相互依存的かつ相互浸透的なものとして把握されることはすでに述べた。したがって、社会の機能的要件と個人の欲求とは相互浸透的であると共に、両者の間にコンフリクトが存在するものと考えねばならない。

岡村論文においては両者の間の相互浸透的ないし相互依存的な側面のみに注意が向けられ、コンフリクトの側面が看過されていること、したがって岡村論文においては社会の統合的側面が強調されることになり、社会システムの変動要因としてのコンフリクトが無視されていることが問題点としてあげられる。またこのことと関連して、欲求の社会的水路づけの説明の際にこのような水路づけは欲求の限定作用であることに言及されてはいるものの、この欲求の限定作用は個々人にとって欲求充足の抑圧を意味すること、つまり個人に外在的な、制度化された役割期待という社会的水路を媒介として充足される欲求は、人間の欲求の一部で

あり、これによっては個人の全体像は決して尽されないこと、したがってそこにこれらの残余部分の欲求充足を求め、新たな役割形成をうながす重要な要因が潜んでいることを見落してはなるまい。岡村氏のいう「個人の生活にとっての最低必要条件と、社会自体の存続のための最低必要条件との調和によって成立する基本的要求」という場合の調和とは、ありうるべき可能性の中のひとつの特殊場合にすぎないのである。

⑤ 機能的要件と制度との関係が1対1の対応として位置づけられているが、機能的要件と制度とは1対1の対応関係ではなく、あるひとつの機能的要件は複数の制度によって担われ、逆にひとつの制度は複数の機能をもつ。したがって、諸制度間の相互連関関係において機能的要件の充足・不充足が分析される必要があるといえる。構造機能分析の特徴のひとつが現象の相互連関関係を重視するところにあることを考えれば、岡村論文においては相互連関的アプローチが希薄といえよう。このことに関連していまひとつの問題点は、諸制度の相互連関関係という場合、制度の機能的自律性、制度間の依存度の格差といった考え方を導入する必要があるが、岡村論文においてはこの点の検討がなされていないことも問題点としてあげねばならない。

（3）巨視的機能主義による福祉論——ローウィの場合——

巨視的機能主義の立場に立ついまひとつの福祉論として、次に L. ローウィ (L. Lowy) の先行業績を見てみよう。ローウィの論文は先の岡村論文と方法論的に共通性を有しながらも、方法論としての構造機能分析を首尾一貫して、より徹底的に適用したものとして評価されなければならない。以下、ローウィ論文をその方法論的基礎に焦点をおきながら要約してみよう。

ローウィは福祉論の展開に際して、社会の存続にとって不可欠は条件ともいいうべき社会の機能的要件の説明から出発する。ローウィのいう社会の機能的要件とは、次の5つの要件を指す。⁽³⁹⁾ すなわち、(i) 生活必需品（衣・食・住）の供給、成員の健康維持と予防、性的関係のパターン化、(ii) 資源と所有権の配分、(iii) 正義による秩序維持、(iv) 繼続性と

福祉社会学の構想（I）

社会化の確保、(v) 社会的統合、がそれである。

ローウィもこれから社会の機能的要件の創発的性格を認め、個人の欲求とは独立したものと考えるのであるが、個々人の欲求がこの社会の機能的要件に水路づけられているという意味で、両者は相互浸透的であることに注意を向けている。そして機能的要件はすべての社会が達成しなければならない課題であることから、それぞれの社会はそれらの機能的要件を充足した結果として、ないしはその充足の様式として、構造的な制度を発達させることになる。⁽⁴⁰⁾ここで留意すべきことは、この機能的要件の充足様式としての構造的な制度は多様であること、すなわち機能的要件と構造（制度）とは1対1の対応関係にないことである。なぜ制度は多様であるかといえば、社会の機能的要件の充足の様式は次の2つの要因、すなわち機能的要件の定義の仕方や要件間の選好順序に影響を及ぼし⁽⁴¹⁾信念・価値と、機能的要件の充足能力に影響を及ぼしているテクノロジーに大きく依存しているからに外ならない。

さて、機能的要件の充足様式としての制度と個人の欲求とは共生的⁽⁴²⁾な相互依存関係（symbiotic interdependent relationship）の側面と同時に、両者は相互に独立的であることから、両者は一致するとはかぎらず、むしろずれがあり、そのためにコンフリクト、緊張が存在すると考えねばならない。⁽⁴³⁾すなわち、社会の存続・維持のために充足しなければならない機能的要件と、諸個人の欲求充足とは両立するとは限らず、両者は一致する場合もあれば一致しない場合もあるからである。したがって、個々人の欲求と社会の機能的要件との間にはビルト・イン・テンション、コンフリクトが不可避であり、またこのようなコンフリクトの存在はむしろ正常と考えねばならない。この点、岡村論文にみられる社会の機能的要件と個人の欲求との間の相互依存関係の側面の強調とは対照的といえよう。

ローウィは社会の機能的要件と個人の欲求との間に生起するコンフリクトに注目しながら、これらのコンフリクトを可能な限り緩和し、諸個人が社会的に機能していくことを高めていくために次のような2つの社会的メカニズム、すなわち(i) ソーシャル・ポリシー (social policy) と、(ii) 社会的実践 (social practice) が必要とされることに注意を向け

(44) る。これら2つのメカニズムは人々が社会的に機能していくための、あるいは人々が自己の可能性を最大限に実現していくための手段として位置づけられるが、ソーシャル・ポリシーは個々人の欲求充足（社会的に機能していくこと、自己を実現していくこと）のための「土台」(floor)ともいるべきものであり、社会の機能的要件の充足に向けられた介入である。それにたいして社会的実践（そのひとつとしてソーシャル・ワーク実践が含まれる）は、個々人の欲求充足に関心を向けているといえる。

以上のことから明らかのように、ソーシャル・ポリシーと社会的実践はともに介入的性格をもち、いずれも社会の介入（societal intervention）であること、すなわちソーシャル・ポリシーは社会システムの制御に向けられた、マクロレベルにおける介入であるのにたいし、社会的実践（そのひとつとしてのソーシャル・ワーク実践）は諸個人の社会的機能に向けられた、ミクロレベルにおける介入であるといえよう。⁽⁴⁵⁾ここでいうマクロレベルの介入とは、社会レベルの機能的要件の充足－不充足に影響を及ぼしているマクロレベルの諸変数の制御に向けられていることを意味し、ソーシャル・ポリシーは社会システムが機能していくこと（social system functioning）に関心を向けているといえよう。⁽⁴⁶⁾ローウィによれば、ソーシャル・ポリシーは機能的要件の充足－不充足に影響を及ぼすマクロ変数の制御に向けられた介入であるから、当然、ソーシャル・ポリシーは経験的調査、予測、社会計画に基づいた計画志向的な性格をもたねばならない。⁽⁴⁷⁾

それでは社会的実践のひとつであるソーシャル・ワーク実践はどのように位置づけられるだろうか。すでにみたように、社会の機能的要件と個人の欲求との間にはずれがあり、その結果、コンフリクトが常態であるばかりでなく、諸制度はそれ自身の機能的自律性の法則に従うことによって、また制度の大規模化、複雑化にともなって、個人の欲求にたいして弾力的に対応することが困難となり、諸個人の内的自我の欲求と社会的役割との間にストレインが不可避とならざるをえない。ソーシャル・ワーク実践とは上述のような社会の機能的要件と個人の欲求との間の緊張、コンフリクトを調停（mediate）することを目的とした介入であ

福祉社会学の構想（I）

るといえる。言葉をかえれば、ソーシャル・ワーク実践は人々が社会的に機能する（social functioning）ことに関心を向けた実践のひとつであるといえよう。

以上のようにソーシャル・ポリシーとソーシャル・ワーク実践は共に社会の介入でありながら、それぞれ介入のレベルの相違として位置づけられねばならない。しかしローウィによれば両者は切り離されたもの、ばらばらに存在するものとして位置づけるべきでなく、連続体（continuum）として把握されなければならない。なぜなら、社会の機能的要件と個人の欲求とは相互独立的であると同時に相互依存的かつ相互浸透的であるから、ソーシャル・ポリシーとソーシャル・ワーク実践は介入レベルを異にし、相互に独立したものであると同時に相互依存的な関係として、両者は連続しているものとして位置づけうことになる。

以上、ローウィの福祉論において構造機能分析がどのように適用され、またソーシャル・ポリシーとソーシャル・ワーク実践がどのように位置づけられているかを見てきた。ローウィの先行業績のもつ問題点を指摘するに先立って、ローウィの先行業績のメリットを簡単に見ておきたい。

まず第1に、社会の機能的要件と諸個人の欲求とを明確に区別し、両者は相互独立的であると同時に相互浸透的であること、したがって両者の間にずれ、緊張、コンフリクトが不可避であることを明示していること。第2に、機能的要件と個人の欲求とを区別し、また両者を関連づけることによって、ソーシャル・ポリシーとソーシャル・ワーク実践とをひとつの枠組の中に位置づけているのみならず、両者とも介入的性格を有しながら、介入レベルの相違として両者を関連づけていること。さらに両者を介入の連続体として位置づけていること。第3に、ソーシャル・ポリシーを社会の機能的要件の充足－不充足に影響を及ぼしているマクロ変数の制御として把え、政策の計画志向的性格を強調していること。最後に、ソーシャル・ポリシーを要保護者層にたいする政策といったように、ある特定の機能的要件にかかわらしめて位置づけるのではなく、ソーシャル・ポリシーを広義に把握していること。以上の諸点がローウィ論文のメリットといえよう。

それではローウィ論文の問題点とは何か。

まず第1に、折角、要件論的アプローチを導入しながら、機能的要件の充足を社会システムの福祉と考える視点がとりいれられていない点が指摘されねばならない。この点は先に見た岡村論文と共通しているといえる。機能的要件の類別化のみならず、さらにウエイトづけ（選好序列の問題）、許容水準の設定、等を通して福祉を操作的に定義することが可能であるにもかかわらず、この点の掘り下げが不十分であったといえる。

第2に、社会の機能的要件の充足・不充足の問題は諸制度の相互連関関係において分析されねばならないが、岡村論文と同様に、ローウィ論文においても相互連関的アプローチが欠如していること。

第3に、機能的要件と個人の欲求との間に生起するコンフリクトが視野の中に收められているにもかかわらず、このようなコンフリクトを生起せしめる諸要因の掘り下げた分析が不十分であること、またコンフリクトの結果として生ずる社会システムの変動が十分に説明されていないこと。

第4に、ソーシャル・ポリシーとソーシャル・ワーク実践は連続体として把握されねばならないという時、両者の相互依存的関係の側面のみが強調され、対抗的相補性の側面が看過されていること。

以上、社会学的機能主義ないしは構造機能分析の立場に準拠する福祉論として、ウィトマー、岡村重夫氏、ローウィの先行業績を検討し、その問題点を見てきた。これら3つの先行業績はそれぞれバリエーションがあり、特にウィトマーと他の2つの先行業績との間には、微視的機能主義と巨視的機能主義という基本的な差異を認めることができる。しかしこれらの先行業績にはひとつの共通点があることを見落してはならない。すなわち、これらの先行業績の特徴は構造機能分析を福祉論に適用することによって、社会福祉政策ないしはソーシャル・ポリシーとソーシャル・ワーク実践をひとつの理論枠組の中に位置づけることを意図している点に見い出すことができよう。すなわち、構造機能分析を福祉論に適用する仕方に着目した場合、これら3つの先行業績における構造機

福祉社会学の構想（I）

能分析の適用はより包括的であるといえる。それにたいして、以下に見ていく木田論文と嶋田論文における構造機能分析の適用の特徴は、先の3つの先行業績とは異なり、社会問題ないし福祉問題の分析枠組として構造機能分析が位置づけられているところにあるといえよう。

（4）社会問題の分析枠組としての構造機能分析

——木田論文と嶋田論文の場合——

木田論文と嶋田論文はいずれも方法論的基礎として構造機能分析に準拠しているものの、いま両者の細部のバリエーションを捨象するならば、その適用の特徴は次の点に見いだすことができよう。すなわち、これら2つの先行業績の特徴は要件論的アプローチを導入することによって社会福祉政策とソーシャル・ワーク実践を包括的に位置づけることによる主眼点がおかれるのではなく、社会福祉政策とソーシャル・ワーク実践を一応、所与として位置づけた上で、それらが対象とする社会問題ないしは福祉問題を構造機能分析的にアプローチしようとするものである。その意味ですでに見た3つの先行業績とはその適用のレベルや適用の領域が異なり、その適用は社会問題の分析枠組に限定されているといえよう。

まず最初に木田論文を見てみよう。木田論文の特徴は、社会福祉（事業）を構成するところの構造・制度の体系と機能・行動の体系という2つの要素を区別することから出発する。⁽⁵⁰⁾ここでいう社会福祉の構造・制度の体系とは、健康にして文化的な最低生活の全国民への保障を中心とした社会福祉法制を軸とするもので、ソーシャル・サービスと呼ばれているものである。社会福祉の構造・制度の体系は社会問題を個別性において把握するのではなく、総体として把握し、社会制度的ないしは社会機構的に解決・緩和すること、「制度化」することを目的とするものである。それにたいして社会福祉の機能・行動の体系とは、社会福祉の制度・機構の中で専門的活動に従事する専門的従事者の役割活動であって、個々人の「社会化」を主要なプロセスとするものであり、ソーシャル・ワークと呼ばれる活動を指している。

さて、社会福祉の2つの体系の説明からほんのまづ明らかのように、2つの

体系はその対象とする問題のレベルを異にしている。すなわち、社会福祉の構造・制度体系は対象とする問題を社会のレベルで把握しようとするもので、マクロ変数が主要な対象となる。それにたいして社会福祉の機能・行動体系は個人、集団、地域社会レベルに発現する問題とこれらの問題にかかわるミクロ変数が対象となる。ここで留意せねばならないのは、上述のような2つの体系のそれぞれが扱う問題のレベルの相違や変数のちがいは、両体系の区別を明瞭にするための便宜的な区分であって、現実にはマクロの問題とミクロの問題、マクロ変数とミクロ変数は相互に連関しあった連続体と考えねばならないのである。すなわち、一定の特殊の内容的な全体社会の中で→一定の地域社会の中の→一定の組織社会の中の→一定の集団にとりかこまれた→特殊の家族の中の→独自な人間といった社会的連続性において、あるいは相互連関関係⁽⁵³⁾において理解されねばならないのである。

それでは社会福祉の対象とする問題をその社会的連続性において把握するためには、どのような方法論的枠組が必要とされるか。木田氏によれば、「特に問題分析に関しては、われわれは先ず個人の内面的、外面向的な問題からはじまって、家族その他の小集団、職場、地域社会、社会制度、社会階層、または現代社会の全体的構造のそれぞれを問題とし、しかもその価値観や性格、行動、役割、職業、教育、文化、娯楽等、各社会生活におけるあらゆる側面を取扱い、如何に微少であり、他と切り離されているように思える問題の場合でも、それが社会的であり、現実に実在している限り、より大きな社会体系との関係および部分体系内の構造機能的内容分析を必要とする」のである。以上の引用から木田論文においては、社会福祉の対象とする問題を社会的連続性において把握するための一般枠組として、また社会学における既存の小範囲、中範囲理論を統合化していく枠組として、構造機能分析が位置づけられていることが明らかとなる。

最後に、社会福祉の構造・制度体系と機能・行動体系との相互の関係をみるならば、社会福祉の対象とする問題は社会的連続性において、マクロ変数とミクロ変数との相互連関において把握されねばならないから、構造・制度体系と機能・行動体系はばらばらに位置づけられるべき

福祉社会学の構想（I）

ものではなく、「両体系は楯の両面」として、「分離し難い」関係として把握されねばならない。⁽⁵⁶⁾

以上が木田論文の簡単な要約である。木田論文の問題点については後で指摘することとし、引きつづき嶋田論文について見ていくことにしよう。

嶋田論文は「社会福祉研究にとって、構造 = 機能論的理説が科学的方法として有意義と考えられるのは、それが社会福祉の課題とする全人的存在 (the whole human being) の統一的人格に向って、社会関係における不充足あるいは不調整の原因を探求し、その対策の方向を打出すのに必要な手続きを提供すると考えるからである」と力説されていることから明らかのように、この論文の特徴のひとつはその準拠する科学方法論として構造機能分析が導入されている点に求められよう。

それでは構造機能分析はどのように適用されているだろうか。先の木田論文と同様に、社会福祉が対象とする問題の分析枠組としての位置づけが与えられているものの、嶋田論文においては特にソーシャル・ワーク実践の観点に依拠しながら、ソーシャル・ワーク実践の対象領域である社会関係における不充足、社会的不調整の全体的な理解を可能ならしめる枠組として構造機能分析がとり入れられている点に特徴があるといえよう。⁽⁵⁸⁾ 嶋田論文において特にソーシャル・ワーク実践論の観点から構造機能分析の有効性が強調された背景には、この論文の副題から理解されるように、孝橋正一氏の福祉論に見られる社会的問題の説明、すなわち社会的問題を賃金の僅少性から関係的、派生的に生起するという説明に内在する問題点への批判がこめられている点を見落してはなるまい。嶋田氏によれば、社会的問題が賃金の僅少性から関係的、派生的に生起するという場合、ただ物質的関係に本質を求めるというだけでは不十分であって、一体、いかなる相互連関関係によって社会関係の不充足、不調整が生ずるのかが明らかにされるのでなければ、ソーシャル・ワーク実践にとって具体的に何も説明したことにはならないからである。

嶋田氏によれば、社会生活上の基本的欲求をめぐる不充足、不調整の本質的把握は、構造 = 機能論的理説を通して、すなわち人間の欲求充足は歴史的、社会的な構造的連関の制約を一方では受けながら、他方、た

だ受動的にのみ制約を受けるのではなく、生命欲求充足の方向に価値を決定し、この価値決定に基いて構成される目的に動機づけられて、諸要因を選択し結合しながら欲求充足を行っていくものとして理解されねばならない。⁽⁵⁹⁾

それでは構造的な被制約性を認めつつ、同時に人間行為の主意主義的な性格を重視した、いわば主意主義的な構造機能分析によって、人間の社会生活上の基本的欲求をめぐる不充足、不調整を具体的にどのように説明していくか、これが次の重要な問題となるが、この点に関しての細部の説明、分析は必ずしも十分といえず、この点の堀り下げが今後に残された課題といえよう。最後に、嶋田論文における立場からは、T. パーソンズの構造機能分析にみられる規範主義的な偏向に批判が向けられることになるが、嶋田論文においてはパーソンズにみられる規範主義的偏向の克服を R. ダーレンドルフの闘争モデルによる対置、補完を通してなさんとするところにその特徴があるといえる。この点についての検討は以下の問題点の部分で改めて触れねばならない。

以上、木田・嶋田両論文を見てきたが、これら2つの先行業績の特徴は、社会福祉が対象とする社会問題の分析枠組として構造機能分析が位置づけられている点に求めることができよう。しかしこれら2つの先行業績において社会問題を対象とする社会福祉とは、木田論文の場合には構造・制度体系と機能・行動体系の2つが含まれているのにたいし、嶋田論文においてはソーシャル・ワーク実践に傾斜しているといったバリエーションをもつことに留意せねばならない。以下、これら2つの先行業績の問題点を指摘することにする。

① これら2つの先行業績は、構造機能分析を社会問題の分析枠組として適用しうる可能性を示唆している点で評価されねばならないが、その適用に際して次のような問題点をもっていたといえよう。まず木田論文についてみると、構造機能分析の適用は社会問題の分析の一般枠組にとどまり、実質は社会学のさまざまな小範囲、中範囲理論の並列的な展開に終っていること。嶋田論文についても、社会関係における不充足、不調整現象は構造機能分析、とりわけ人間行為の主意主義的性格をとりこんだ構造機能分析によって把握されねばならないという氏の主張は高

福祉社会学の構想（I）

く評価されなければならないが、具体的な分析は今後の課題として残されていること。

② すでに見たように、これら2つの先行業績の特徴は社会問題の分析枠組として構造機能分析が位置づけられている点であった。このような適用の仕方は、構造機能分析の福祉論への応用のいまひとつの可能性を示唆するものであるが、しかしそれのみにとどまるならばその適用は不徹底といえないと。すなわち、これらの先行業績においては構造・制度体系と機能・行動体系、ないしソーシャル・ワークはそれぞれ所与のものとされ、構造機能分析のより包括的な適用によって構造・制度体系（ソーシャル・サービス）と機能・行動体系（ソーシャル・ワーク）を枠組の中に位置づけていないことが問題点としてあげられよう。先の3つの先行業績とくらべた場合、木田、嶋田両論文は構造機能分析の重要な論理のひとつである要件論的アプローチが欠如しているといえる。

③ 木田・嶋田両論文において、従来の構造機能分析の静態的、規範主義的傾向を克服するための方法として、R. ダーレンドルフの闘争モデルを導入し、それによってその弱点を補完しようとする試みがなされている。しかし、果してこのような試みは妥当といえるだろうか。今日の構造機能分析は従来、弱点とされていた静態的、規範主義的偏向を乗りこえ、動態的、主意主義的側面をとりこんだ論理と方法を備えつつあることを考えれば、両論文のこのような試みは方法論的に一貫性を欠くものといえよう。

（註）

- (1) Witmer 論文と岡村論文は一見、類似しているかの印象を受けるが、科学方法論のレベルに着目するならば微視的機能主義と巨視的機能主義という基本的な差異が明瞭となる。
- (2) Lowy 論文は約60頁程度の小冊子ではあるが、構造機能分析を福祉論に適用した先行業績として見落してはならないと考える。
- (3) 構造機能分析による福祉論の系譜に属するとはいえ、Witmer、岡村、Lowy 各論文と、木田、嶋田両論文との間には構造機能分析の適用のしかたが異なる。その点での両者の差異を看過したり、混同してはならない。これらの先行業績にみられるこのような差異を明瞭に区別することによって、両者は相互に対立したり、排除しあう関係にあるのではなく、相互に補完しあう関係にあることが理解されよう。

北星論集 第16号

- (4) 木田徹郎, 『社会福祉概論』, 新日本法規, p. 33.
- (5) 島田啓一郎, 「社会福祉における構造=機能論的理解——孝橋正一教授の批判に答える——」, 『評論・社会科学』, 第7号, 同志社大学, p. 7.
- (6) 微視的、巨視的機能主義については、小室直樹, 「構造=機能分析の論理と方法」, 青井和夫編, 『社会学講座 I, 理論社会学』, 東大出版会, pp. 38~41.
- (7) H. L. Witmer, *Social Work: An Analysis of a Social Institution*, Rinehart & Company, Inc. 1942, p. 68.
- (8) 同上, pp. 68~73.
- (9) 同上, p. 73.
- (10) 同上, p. 47.
- (11) 同上, p. 74.
- (12) 同上, pp. 74~75, p. 85, p. 121.
- (13) 同上, pp. 76~84.
- (14) 同上, pp. 76~78.
- (15) 同上, pp. 78~84.
- (16) 同上, p. 39.
- (17) 同上, pp. 485~486.
- (18) ロバート・K・マートン, 森 東吾, 森 好夫, 他訳, 『社会理論と社会構造』, みすず書房, pp. 22~32. また Malinowski の社会学の評価と批判として, T. Parsons, "Malinowski and the Theory of Social Systems," *Social Systems and The Evolution of Action Theory*, Free Press. 1977.
- (19) Witmer, 前掲書, p. 16, pp. 64~65. 制度が個々人の欲求充足にとって、また全体としての社会の存続にとって機能的であるという公準は Witmer にとどまらず暗黙の前提である。
- (20) 同上, 例えば p. 65 の脚註を参照。
- (21) 同上, 同じく p. 65 の脚註を参照。
- (22) ここでいう対抗的相補性とは、福祉政策とソーシャル・ワーク実践とがそれぞれ互いに自律性をもって対立、対抗しあうことによって、いずれか一方だけでは生み出すことのできない生産的な関係が創出されることを示す概念として用いている。
- (23) 岡村論文においては「機能的要件」ではなく「機能的前提条件」という用語が用いられているが、両者はほぼ同一の内容が含意されているため、引用個所以外は「機能的要件」ないしは「要件」の用語を使用する。
- (24) 岡村重夫, 『社会福祉学: 総論』, 柴田書店, p. 111.
- (25) 岡村論文においては「要求」という用語が使用されているが、本稿では直接の引用個所以外は「欲求」という用語に統一して使用する。
- (26) 岡村重夫, 前掲書, p. 113.
- (27) 同上, p. 110 および p. 114 を参照。
- (28) 同上, p. 121.
- (29) 同上, p. 113, p. 123.
- (30) 同上, p. 111. 限定作用であるがゆえに、欲求の抑圧作用である点についての考察が不十分であるといえる。
- (31) 同上, p. 111~119 を参照。

福祉社会学の構想（I）

- (32) 同上, p. 123.
- (33) 同上, pp. 123~128.
- (34) 主体的側面が個人的心理的・身体的条件と、個々人をとりまく社会関係の客体的側面の全体によって規定をうけるという場合、力点は後者におかれている。しかし、役割実行という個人の主体的・能動的な行動が個人の心理的・身体的な諸条件にも大きく依存していることを考えれば、この部分のメカニズムをブラック・ボックスとするのではなく、そのメカニズムの解明が不可欠といえよう。
- 岡村論文はこの部分の位置づけと解明が不十分であるがために、ソーシャル・ワーク論をさまざまな分野に適用しようとする場合、その適用範囲がきわめて限定されることになる。
- (35) 岡村重夫, 前掲書, pp. 129~140. 政策の側面に言及されながら、社会福祉政策（狭義か広義かは問わず）の位置づけは全くなされていない点が問題点としてあげられる。
- (36) 同上, pp. 129~140. 岡村論文で使用されている社会福祉は、ソーシャル・ワーク（実践）の意味に外ならないことに留意する必要がある。したがって用語上の問題として、社会福祉という用語にかえてソーシャル・ワーク（実践）を使用する方がより妥当といえよう。
- (37) 佐藤 勉, 『社会学的機能主義』, 恒星社厚生閣, pp. 273~274.
- (38) 岡村重夫, 前掲書, p. 111.
- (39) L. Lowy, *The Function of Social Work In A Changing Society*, Milford House Inc. 1974. pp. 6~19.
- (40) 同上, p. 5.
- (41) 同上, pp. 17~18.
- (42) 同上, p. 20.
- (43) 同上, pp. 20~21. Lowy 論文の特徴のひとつはコンフリクトを理論枠組の中に明確に位置づけている点であろう。
- (44) 同上, pp. 22~23. social policy をソーシャル・ポリシーとしたが、いまでもなくここで使用されている social policy の意味内容は狭義ではなく、広義に使用されていることに留意せねばならない。
- (45) 同上, pp. 22~23.
- (46) 同上, p. 25.
- (47) 同上, p. 25. ソーシャル・ポリシーの計画志向性 (planning-oriented) を強調している点にも Lowy 論文の特徴があるといえよう。
- (48) 同上, p. 22, p. 26.
- (49) 同上, pp. 27~41.
- (50) 木田敬郎, 『社会福祉概論』, 新日本法規, pp. 11~12. pp. 251~261.
- (51) 同上, p. 204. pp. 260~261.
- (52) 同上, pp. 11~12. p. 204. pp. 258~261.
- (53) 同上, p. 202.
- (54) 同上, p. 33.
- (55) 同上, pp. 216~251. 小範囲、中範囲理論とは、ベースナリティ理論、役割理論、拠点集団理論、小集団理論、組織理論、等を指す。
- (56) 同上, p. 21. p. 261.

- (57) 鶴田啓一郎, 前掲論文, p. 31.
- (58) 同上, pp. 22~24.
- (59) 同上, pp. 25~26. 鶴田論文にみられるこのような主意主義的な構造機能分析の主張は, 鶴田論文に特徴的ともいるべきものであり, この点は高く評価されねばならない。
- (60) 同上, pp. 26~31. このことは木田論文にもあてはまる。例えば木田徹郎, 前掲書, pp. 206~209. 従来の構造機能分析のもっていたこれらの問題点は, 構造機能分析の論理と方法の改良によって乗りこえるべきものであって, 構造機能分析と対立するモデルによって補完することは論理的一貫性に欠けるといえよう。今日の構造機能分析はこれらの問題点を乗りこえつつあることを考えれば, 構造機能分析の首尾一貫した適用が必要といえよう。

3 今後の準備作業に向けて

本稿の当面の課題は, 社会学的機能主義ないしは構造機能分析の立場に立つ福祉論の系譜に焦点をおき, これらの福祉論の当面する理論的諸問題をその方法論的基礎との関連において明らかにすることであった。このような作業は福祉論を構造機能分析の適用によって再構成しようとする場合, 避けて通ることの出来ない, 不可欠な手続きといえよう。

本稿でこれまでおこなってきた先行業績の検討を通して, 不十分ではあるが本稿の当面の課題はほぼ達成されたと考える。したがって今後, 構造機能分析の首尾一貫した適用によって福祉論の再構成を試みる場合, 構造機能分析の立場に立つ福祉論が直面している理論的諸問題を克服しうるような仕方で, それと同時に他の系譜の福祉論の当面する理論的問題をも視野の中に入れながら, 福祉論を再構成していくのでなければならない。

しかしながら, 福祉論の再構成を試みる場合, いわゆる「社会福祉学」における先行業績のみに焦点をおくだけでは, その再構成のもう一つ意義は限定されよう。福祉論を再構成しようとする場合, いまひとつの重要な課題は社会学の領域にみられる福祉論の動向にも注意を向け, そこで展開されている福祉論の意義と問題点を明瞭にすることである。福祉論の再構成を試みようとする場合, 単に伝統的福祉論の直面している諸問題を克服することを目指すだけではなく, 社会学における構造機能分析による福祉論の動向をも視野に収めながら, 両者の統合を可能ならし

福祉社会学の構想（I）

めるパラダイム構築がわれわれに課せられた課題といえよう。したがって、われわれに残されたいまひとつの作業とは、社会学の領域における福祉論の動向に視点を転じ、検討を加えていくことである。

Toward a Sociology of Welfare (I)
—Welfare and the Structural-Functional Analysis—

Jiro MATSUI

There are many theoretical perspectives on welfare. From a methodological point of view, we can categorize mainly, (1) the structural-functional view of welfare, (2) the Marxian perspective on welfare.

This paper analyzes the structural-functional view of welfare, referring to the articles by H. L. Witmer, L. Lowy, S. Okamura, T. Kida, K. Shimada and points out some theoretical weak points in each of them.

This paper also points out that, by solving those theoretical problems, the structural-functional analysis can provide a useful theoretical framework for general theories of welfare.